

# 台湾 ビジネスガイド

2018年11月



グローバル・アドバイザリー部

Global Advisory  
Department

LEAD THE VALUE

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、一般に信頼できるとされるデータに基づき作成致しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。また、本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることは、ご遠慮いただきますようお願い致します。最後のページに当資料の利用に関する留意点を掲載しています。

1. 基本情報	2	5. 税制	
2. 概要		5.1 概要	19
2.1 特徴	3	5.2 所得税	20
2.2 整備された投資環境	4	5.3 営業税	21
2.3 物流インフラ	5	5.4 租税協定	22
2.4 充実した産業クラスター	6	6. 貿易・為替管理制度	23
2.5 中国ビジネスの経由地	7	7. 金融政策と金融機関	24
(参考) 两岸経済協力枠組協定 (ECFA)	8	8. 労働事情	
(参考) ECFA対象項目一覧	9	8.1 労働市場	25
3. 主要経済指標	10	8.2 賃金	26
4. 進出手続き		8.3 労務管理	27
4.1 参入規制	11		
4.2 投資優遇措置-特定産業	12		
4.3 投資優遇措置-立地場所	13		
(参考) 各種工業団地の概要	14		
4.4 進出形態	15		
4.5 閉鎖性株式会社制度	16		
4.6 会社設立の流れ	17		
4.7 土地取得	18		

# 1. 基本情報

- ◆ アジアにおける国際物流の重要拠点。特に近年では兩岸交流が活発化。
- ◆ 2016年5月に民進党(民主進歩党)へ政権交代。低迷する経済の立て直しが課題。

地域名	台湾 (Taiwan)
面積	3万6千平方キロメートル (九州よりやや小さい)
人口	2,357万人 (2018年4月)
名目GDP	5,793億米ドル (2017年)
通貨	台湾ドル
言語	中国語、台湾語、客家語等
宗教	仏教、道教、キリスト教
主要都市	台北市：人口 268万人 台中市：人口 279万人 新北市：人口 399万人 高雄市：人口 278万人 (2018年3月)
政体	民主共和制
元首	蔡英文 総統 (2016年5月20日就任、任期4年)
議会	一院制 ・立法院(113議席、任期4年)



(出所) 外務省ウェブサイト「国・地域情報」、台湾行政院主計處、CEIC  
IMF「World Economic Outlook」2018年4月版

## 2.1 概要「特徴」

- ◆ 日本企業にとって地理的にも近く、投資しやすいビジネス環境が整備されている。
- ◆ 中国ビジネスの経由地として存在感が増大。東南アジア及びインドとのパートナー関係を強化している。

### 1. 整備された投資環境

- (1) 親日的な国民性に加え、台湾政府も日本企業誘致に注力。
- (2) 知的財産、租税において、ビジネス環境が充実。陸運、海運等物流インフラも整備済。

### 2. 先進的技術を有した製造業・ソフトウェア産業

- (1) 製造業が経済の中心。第3次産業も発達し、多岐にわたる産業が存在。
- (2) 各地に先端技術に係る産業クラスターが形成。

### 3. 中国ビジネスの経由地

2008年に「三通（通商、通航、通郵）」の開放が実現したことに続き、2010年の中国との「兩岸経済協力枠組協定（ECFA）」締結により、関税引き下げと市場開放が進展。「ECFA」締結は台湾の対中輸出額に一定のプラス効果をもたらしている。

#### <トピックス1> 中国と二重課税回避の租税協定締結

2015年8月、中国と「海峡兩岸二重課税回避及び税務協力強化協議（中台租税協定）」を締結。今後双方の法制度手続き完了後、正式発効予定。台湾および中国の居住者が越境経済活動で得る各種所得において、企業所在地の税率や控除率を適用することで、二重課税を回避できる。

#### <トピックス2> 日台租税協定の適用開始

2017年1月1日より、日台間の二重課税等を防ぐための租税協定が正式に適用開始。出張者への二重課税の解消や、台湾子会社からの配当等の源泉税率の引き下げ等、各種所得に対し適切な租税減免措置の提供が主な内容となっている。

## 2.2 概要「整備された投資環境」

- ◆ 親日家が比較的多く、台湾政府としても日本企業誘致に積極的。
- ◆ 知的財産や租税等の点で、ビジネスを行いやすい環境が整備。

### 親日感情

トピックス	概要
世論調査 (2015年度)	● 日本台湾交流協会実施の世論調査では80%の台湾人が日本に対して親しみを感じると回答
哈日族	● 日本の流行文化(アニメ、ファッション、音楽)を好む親日的な若年層が多数存在
訪日者数	● 456.4万人(3位、2017年)
【参考】訪台者数	● 189.8万人(2位、2017年)

(出所) 公益財団法人日本台湾交流協会、台湾観光局、日本政府観光局(JNTO)

### 確立された知的財産権

施策	概要
知的財産保護制度の整備	● 専利法(日本における特許法、実用新案法、意匠法に相当)、商標法、著作権法を、2007年までに制定済み
制度の実効性担保	● 「知的財産裁判所組織法」及び「知的財産案件審理法」を制定、2008年7月に智慧財産法院(日本における知的財産裁判所)を設立 ● 模倣品摘発のため、知的財産権保護警察大隊を設置

### 日本企業の誘致施策

施策	概要
台日産業連携架け橋プロジェクト	● 台日産業の戦略的連携を支援し、精度の高いマッチングを提供する事業。2018年の重点分野は介護、デジタルコンテンツ、IoT、化粧品等
台日産業連携推進オフィス	● 交流・提携の推進、政府部門間の調整をワンストップ化 ● 重点産業に加えて、中小企業間の連携を支援
【参考】在留邦人数	● 2017年10月時点で21,054人(13位)

(出所) 台湾經濟部、ジェトロウェブサイト国・地域別情報

### 競争力のある租税環境(2018年9月時点)

各種税金	台湾	中国	韓国	日本
法人税(標準税率)	20% (12万台湾ドル超の場合)	25%	10~25%	29.74%
個人所得税	5~40%	3~45%	6~40% (注1)	5~45%
相続税	10% (5千万台湾ドル以下の場合)	0%	10~50% (注2)	10~55%

(出所) 各国租税法、財務省

(注1) 個人所得税に賦課される住民税10%を含む。

(注2) 最高税率は、10億4,000万ウォン+30億ウォンを超過する金額の50%。

- ◆ 新幹線をはじめとする、全島を一周する鉄道網が整備済み。
- ◆ 海上輸送は、基隆、高雄、台中、台北の4港が主要港。航空輸送は、桃園、松山、台中、高雄が主要空港。

### 交通網

項目	内容
鉄道輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 台湾東部の一部を除いて電化済</li> <li>● 2007年3月、台湾版新幹線(南北高速鉄道)が全線開通。2015年12月には新たに3駅(苗栗・彰化・雲林)が開業、2016年7月には北の終着駅が台北駅から南港駅まで延伸</li> </ul>
海上輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主要国際港を東アジアの物流基地(ハブポート)へと転換中</li> <li>● 港湾管理の民営化を推進し、中国大陸との直行便を一部容認</li> </ul>
基隆港	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 台湾北部最大の国際港(2017年コンテナ取扱量 142万TEU(注1))</li> <li>● 台北、新竹等工業地帯の外港</li> </ul>
高雄港	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 台湾最大の国際港(2017年コンテナ取扱量 1,027万TEU)</li> <li>● 香港に近い距離に位置し、従来から中継貿易港として機能</li> </ul>
台中港	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 台湾中部の国際港(2017年コンテナ取扱量 166万TEU)</li> <li>● 基隆港と高雄港の中間に位置</li> </ul>
台北港	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 台湾北部の国際港(2017年コンテナ取扱量 156万TEU)</li> <li>● 2009年より供用開始、大型船の入港が可能</li> </ul>
航空輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 台湾の主要空港は全部で17カ所</li> <li>● 国際空港は台北、桃園、台中、高雄の4つ(注2)</li> </ul>

(出所)台湾交通部

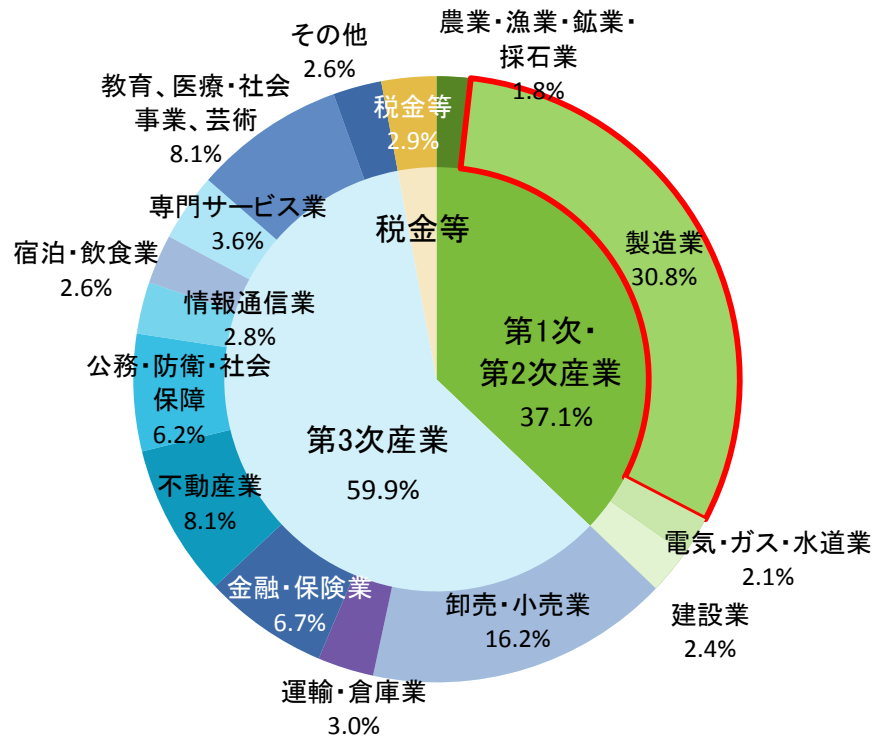
(注1) TEU: 20フィートコンテナ換算。

(注2) 台北市内の松山空港は中国、日本との旅客定期便が就航。台中空港は2018年6月より日本との旅客定期便が就航。

## 2.4 概要「充実した産業クラスター」

- ◆ GDPの内訳としては製造業が中心。第3次産業も発達。
- ◆ 各地に充実した産業クラスターを形成。半導体製造業、ソフトウェア産業等、ハイテク関連産業が集積。

GDP内訳(2017年)(注)



(出所)台湾統計局主計總處  
(注)GDP合計5,793億米ドル

充実した産業クラスター

新竹サイエンスパーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集積回路</li> <li>・コンピューター</li> <li>・通信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプトエレクトロニクス</li> <li>・精密機械</li> <li>・バイオテクノロジー</li> </ul>
中部サイエンスパーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・半導体</li> <li>・精密機械</li> <li>・コンピューター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオテクノロジー</li> <li>・オプトエレクトロニクス</li> <li>・グリーンエネルギー</li> </ul>
南部サイエンスパーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集積回路</li> <li>・オプトエレクトロニクス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンエネルギー</li> <li>・バイオテクノロジー</li> </ul>
台中ソフトウェアテクノロジーパーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTサービス産業を含む知識集約型産業</li> <li>・クリエイティブ産業</li> <li>・クラウド産業</li> <li>・中国語eコマース等</li> </ul>	
高雄ソフトウェアテクノロジーパーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報産業</li> <li>・デジタルコンテンツ等</li> </ul>	

(出所)經濟部投資業務処、新竹科学工業園區、中部科学工業園區、南部科学工業園區

## 2.5 概要「中国ビジネスの経由地」

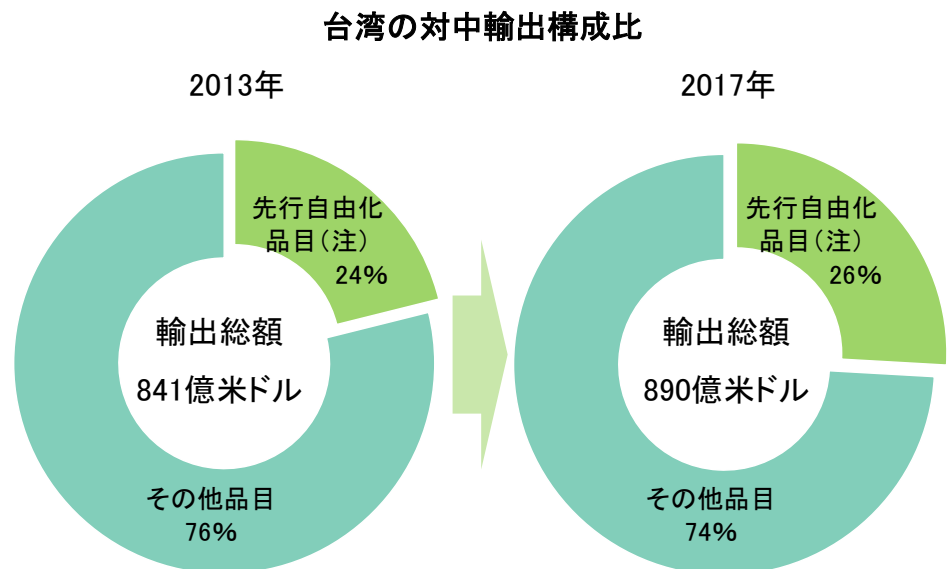
- ◆ 台湾・中国間の経済協力協定「ECFA」による取組が進展。
- ◆ 「ECFA」による関税自由化は、台湾の対中輸出に一定のプラス効果をもたらしている。

### 経済協力協定「ECFA」締結による中国市場の開放

ECFA概要	
発効	2010年9月
ECFAの主旨	中国・台湾間の市場開放
日本企業に対するメリット	台湾企業との提携による台湾を経由した中国市場への参入

ECFAにより中国側が台湾に開放した項目	
サービス業	11項目(台湾資本の参入が可能) ⇒ 今後80項目を新たに開放予定
物品	539品目(中国向け輸出の関税撤廃)

### 「ECFA」による対中国輸出の活性化



(出所) 中国大陸海關、台湾財政部

(注) ECFAにより中国側が台湾に開放した539品目を指す。  
(石油化学、機械、繊維、輸送用機器、農産品、その他)



# (参考) 两岸経済協力枠組協定 (ECFA)

Information Only

- ◆ 2010年9月、台湾と中国の間で两岸経済協力枠組協定 (Economic Cooperation Framework Agreement: ECFA) が発効。
- ◆ 2013年1月に対象項目の関税の撤廃が完了。

開放分野の対象	概要	中国側が台湾側に開放	台湾側が中国側に開放
サービス分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2010年11月、2011年1月の2段階に分け市場の自由化を実施</li> <li>● 2013年6月にECFAに基づくサービス協定が調印、更なる開放が進む予定</li> <li>● それぞれ独資、合弁、提携の形で投資可能</li> <li>● その他WTO加盟国に比べ優遇条件を受けられ、投資、経営、中国大陸市場の発展においても有利</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会計・監査サービス</li> <li>● コンピューターサービス</li> <li>● 自然科学・エンジニアリング研究開発</li> <li>● 会議サービス</li> <li>● 専門デザインサービス</li> <li>● 台湾映画の輸入枠撤廃</li> <li>● 病院サービス</li> <li>● 航空機メンテナンス</li> <li>● 保険業</li> <li>● 銀行業</li> <li>● 証券・先物業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研究開発サービス</li> <li>● 会議サービス</li> <li>● 展示サービス</li> <li>● 特製品デザインサービス</li> <li>● 中国との共同映画製作</li> <li>● ブローカーサービス</li> <li>● スポーツ・レクリエーション</li> <li>● 空運サービス・コンピュータ予約システム</li> <li>● 銀行業</li> </ul>
		計11項目(注1)	計9項目(注2)
物品	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2011年1月、2012年1月、2013年1月の3段階に分け関税をゼロまで引き下げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 石油化学(88項目)</li> <li>● 機械(107項目)</li> <li>● 繊維(136項目)</li> <li>● 輸送用機器(50項目)</li> <li>● その他(140項目)</li> <li>● 台湾産農水産品(18項目)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 石油化学(42項目)</li> <li>● 機械(69項目)</li> <li>● 繊維(22項目)</li> <li>● 輸送用機器(17項目)</li> <li>● その他(117項目)</li> </ul>
		計539項目(注3)	計267項目

(出所) 台湾經濟部、ジェトロウェブサイト

(注1) ECFAに基づくサービス協定(2013年6月)により、今後、外国資本独資での医療機関経営の許可等、80項目が新たに開放に向け協議中。

(注2) ECFAに基づくサービス協定(2013年6月)により、今後、美容院、理髪店、旅行社の経営、印刷業等、64項目が新たに開放に向け協議中。

(注3) 中国側が台湾側に開放した関税引き下げ項目については、中国側の区分修正により、2013年版では614項目となっている。

# (参考) ECFA対象項目一覧

Information Only

## 中国側の先行自由化品目(アーリーハーベスト)の対象項目の詳細(中国が台湾に開放)

分類	先行自由化品目(アーリーハーベスト)の主たる対象項目	
石油化学(88項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基礎原料(航空燃料/プロピレン/キシレン)</li> <li>● プラスチック原料(ポリプロピレン/ポリカーボネート)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特殊化学品(界面活性剤/樹脂/接着剤)</li> <li>● プラスチック製品(ボード/フィルム/人工皮革)等</li> </ul>
機械(107項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工作機械(金属切削NC旋盤、ポリッシングマシン)</li> <li>● その他機械(ポンプ類/流体機械/切断機)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 産業機械(紡織機械/ゴム・プラスチック加工機/印刷機)</li> <li>● 機械部品(バルブ/コンプレッサー/ベアリング)等</li> </ul>
繊維(136項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 繊維中間品(綿生地/綿・化繊混紡生地/メリヤス)</li> <li>● 靴類(ゴム・プラスチック製外底/靴部品)等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 繊維製品(袋/シャツ/水着/下着/タオル)</li> </ul>
輸送用機器(50項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自動車部品(ギアボックス/ホイール/バンパー)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自転車(完成品/部品)等</li> </ul>
その他(140項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鉄鋼(熱延コイル/ワイヤー/ステンレス)</li> <li>● 染顔料(酸性染料/直接染料/反応染料・製品)</li> <li>● 精密機器(測量機器)</li> <li>● 金属製品(アルミ・アルミ製品/銅・銅箔製品等)</li> <li>● タイヤ、デジタルカメラ部品、ゴルフ用具</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● セメント(クリンカー/白色セメント)</li> <li>● 医療器材(人造関節/フィットネス機器/リハビリ機器)</li> <li>● 金型(金属ダイス/金属パターン)</li> <li>● ガラス(液晶ディスプレイ用ガラス)等</li> </ul>
農産品(18項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 茶葉、活魚、バナナ、オレンジ、メロン、エノキ茸、ドラゴンフルーツ、蘭等</li> </ul>	

## 台湾側の先行自由化品目(アーリーハーベスト)の対象項目の詳細(台湾が中国に開放)

分類	先行自由化品目(アーリーハーベスト)の主たる対象項目	
石油化学(42項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基礎原料(燃料油/オイルコークス/蟻酸)</li> <li>● 特殊化学品(カーボンブラック/界面活性剤/樹脂)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● プラスチック原料(ポリプロピレン、ポリカーボネート)等</li> </ul>
機械(69項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 産業機械(熱処理機器/ゴム・プラスチック加工機)</li> <li>● その他機械(シリンダー/オフィス機器)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機械部品(圧縮機/ファン/バルブ/ベアリング)等</li> </ul>
繊維(22項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 繊維中間品(綿糸/綿布/合繊綿/不織布/ナイロン/PU合成皮革)等</li> </ul>	
輸送用機器(17項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自転車(完成品/部品)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● その他車両(ベビーカー/部品)等</li> </ul>
その他(117項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自動車化学品(無機化学品/有機化学品/芳香剤)</li> <li>● 精密機械・機器・器具の部品</li> <li>● ゴム・プラスチック(バス・自転車用タイヤ)</li> <li>● 電機(交換式電源供給機/その他モーター/蓄電池)</li> <li>● 部品(ギアボックス/ホイール/バンパー)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運動器材(ゴルフ用具/体操・競技用具/設備)</li> <li>● 金属製品(鉛の板/シート/ストリップ)</li> <li>● 電子機器(テレビカメラ/電球)</li> <li>● 眼鏡/腕時計/歯ブラシ 等</li> </ul>

(出所)台湾經濟部



SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION

### 3. 主要経済指標

Information Only

		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
GDP	名目GDP(億米ドル)	4,857	4,959	5,116	5,305	5,256	5,306	5,793	
	実質GDP成長率(%)	3.8	2.1	2.2	4.0	0.8	1.4	2.8	
	1人当たりGDP(米ドル)	20,912	21,270	21,888	22,639	22,374	22,541	24,577	
国際収支指標	経常収支(億米ドル)	379	443	513	618	752	719	801	
	経常収支対GDP比(%)	7.8	8.9	10.0	11.7	14.3	13.6	13.8	
	貿易収支(億米ドル)	輸出	3,258	3,883	3,821	3,790	3,369	3,100	3,498
		輸入	2,861	3,388	3,275	3,188	2,638	2,393	2,690
	外貨準備高(億米ドル、年末)	3,855	4,032	4,168	4,190	4,260	4,342	4,515	
	対外債務残高(億米ドル、年末)	1,225	1,308	1,701	1,779	1,590	1,722	1,819	
	景気指標	失業率(%)	4.4	4.2	4.2	4.0	3.8	3.9	3.8
消費者物価上昇率(%)		1.4	1.9	0.8	1.2	▲ 0.3	1.4	0.6	
鉱工業生産指数上昇率(%)		4.7	▲ 0.1	0.7	6.4	▲ 1.6	1.6	3.0	
財政・金融指標	政策金利(%、年末)	1.88	1.88	1.88	1.88	1.63	1.38	1.38	
為替・株	為替レート(NTD/USD、年平均)	29.469	29.616	29.771	30.370	31.908	32.325	30.442	
	株価指数(年末)(注)	7,072	7,700	8,612	9,307	8,338	9,254	10,643	
日系企業総数(拠点数、各年10月1日現在)		1,100	1,141	1,119	1,112	1,125	1,152	1,179	

(出所) CEIC、外務省「海外在留邦人数調査統計」

(注) TWSE: Index: Capitalization Weighted

## 4.1 進出手続き「参入規制」

◆ ネガティブリスト掲載の業種を除き、外資の参入は自由であり出資比率は100%が可能。

### 参入業種規制(ネガティブリスト)(注1)(注2)

分類	業種数	規制内容(外国人投資条例)	主たる対象業種	
禁止業種	13業種	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国家の安全、公共秩序、善良な風俗又は国民の健康に対して、不利な影響となる事業</li> <li>● 法律により投資が禁じられる事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無線放送業</li> <li>● 公共バス旅客運輸業</li> <li>● 自動車リース業</li> <li>● 民間公証人サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無線テレビ業</li> <li>● タクシー業</li> <li>● 郵便業</li> <li>● 化学材料製造業(一部)</li> </ul>
制限業種	28業種	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 目的事業主務機関の許可又は同意を得た業種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業・牧業(果樹、花卉栽培除く)</li> <li>● タバコ製造業</li> <li>● 通信業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 漁業</li> <li>● 船舶運輸・航空運輸業</li> <li>● 水道業</li> <li>● 電力供給業</li> </ul>

(出所)台湾經濟部投資審議委員会、台湾經濟部投資業務処、ジェトロウェブサイト (注1)2013年6月に、禁止業種、制限業種の削減が行われた。

(注2)中国企業の対台湾投資は「大陸地区人民來台投資許可弁法」に基づく許可を要し、投資可能な業種は一部の製造業、サービス業および公共建設項目(請負を含まない)のみに開放され、ポジティブリスト形式の「大陸地区人民來台投資業別項目」が制定されている。

### 法人設立要件の規制

規制対象	規制内容	特記事項
資本規制	● 銀行業、保険業等の一部の業種において最低払込資本金規定あり	—
出資比率規制	● 一部の制限業種を除き規制なし	● 100%の外国人出資が可能
役員	● 取締役3名以上、監査役1名以上(注3)	● 国籍や居住者の制限はなく、取締役・監査役全員外国人でもよい
従業員に関する規制	● 現地人の雇用義務なし	2018年1月1日より ● 法定最低賃金 月額22,000台湾ドル ● 最低時給140台湾ドル
土地所有に関する規制	● 土地法により公共性の高い土地(海岸付近、水源付近等)は私有禁止	● 工業用地以外の土地の工業用地への転用は制限あり

(出所)台湾經濟部投資業務処、ジェトロウェブサイト (注3)有限会社の場合は、取締役1~3名、監査役は規定なし。

## 4.2 進出手続き「投資優遇措置-特定産業」

Information Only

◆ 多くの業種に優遇措置を提供。

項目	優遇措置	対象	概要
租税優遇	● 産業創新条例に基づく会社研究開発支出投資減税適用弁法による優遇	● 一般企業の革新的な研究開発費	● 研究開発に投資した支出額の15%までを営利事業所得税額から控除（控除の上限額は、当該年度に納付する営利事業所得税額の30%以内）
	● 所得税法に基づく優遇	● 台湾外からの先進技術の導入	● 台湾外への権利金支払い免税
	● 企業併購法に基づく優遇	● 企業の合併買収	● 印紙税、契約税、証券取引税、営業税免税
	● 生技新薬産業発展条例に基づく優遇	● バイオ医薬産業	● 研究開発と人材育成に対する投資控除等
	● 国家建設における民間事業者参入奨励	● 公共事業への参入	● 最長5年まで営利事業所得税を免税等
低金利融資	● 産業研究発展促進融資	● インターネット産業・製造業・技術サービス業・流通サービス業・文化創造産業	● 研究開発資金への支援
	● 流通サービス業優遇融資	● 卸売、小売、飲食及び物流業（その内物流、バスを除く運輸、倉庫）	● 融資額の総計は200億台湾ドル未満
	● 中小企業レベルアップ融資	● 中小企業・非上場企業（融資計画が行政院国家発展基金の規定に合致したもの）	● 融資額の総計は行政院国家発展基金管理委員会の決議で選定された銀行によって異なる
	● 農業サイエンスパーク参入業者優遇融資	● 農業サイエンスパークの参入業者（設置管理条例の規定に合致したもの）	● サイエンスパーク内の設備購入や建設に関する投資への融資。借入人ごとの限度額は8,000万台湾ドル
	● 機器設備レベルアップ優遇	● 公・民間企業の自動化、省エネ設備などへの投資	● 原則的に当該計画コストの80%まで、公害防止に関する融資限度額は10億台湾ドル
助成措置	● 技術開発に関連する助成措置	● 科学技術プロジェクト（經濟部技術処規定のもの）	● 助成比率は最高50%まで

(出所) 台湾經濟部投資業務処

## 4.3 進出手続き「投資優遇措置-立地場所」

- ◆ サイエンスパーク、農業バイオパーク、自由貿易港区が代表的な工業団地。
- ◆ 高雄港、台中港周辺には輸出加工区(自由貿易港区と一般工業区の機能を併せ持つ)を設置。

### 工業団地の概要

対象	概要	拠点数	優遇措置
サイエンスパーク (科学園区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海外の先端技術導入を目的として整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3カ所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関税、貨物税及び営業税の免除 (自社用機械設備等を輸入する場合)</li> </ul>
農業バイオパーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業テクノロジーの開発に注力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3カ所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利率が1.5%の長期低金利融資</li> <li>● 融資対象は農業バイオパーク設置管理条例の規定に合致した業者</li> </ul>
自由貿易港区	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区域内での製品加工や保税物流を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 7カ所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 輸入関税、営業税等の免除</li> <li>● 当年度の間に台湾内の取引先に販売した貨物が総売上上の10%を超える場合、超過分は営業税を免除されない</li> </ul>
輸出加工区 (加工出口区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自由貿易港区と一般工業区の機能を整備</li> <li>● 外資導入を促進し、高付加価値産業の誘致を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 10カ所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 輸入関税、貨物税、営業税等免除</li> <li>● 区内の工場の不動産税の軽減(5.5%⇒1.5%)</li> <li>● 営利事業所得税率の軽減(17%⇒10%)</li> </ul>
一般工業区	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高付加価値製品の生産設備を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 76カ所(注)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 産業促進条例に基づく優遇措置</li> <li>● 土地賃料優遇措置(2002年から拡大)</li> </ul>

(出所)台湾經濟部投資業務処

(注)政府開発の一般工業区の数。

◆ 工業団地ごとに製造拠点誘致のための重点産業が設定されており、該当産業において賃料を優遇。

## 輸出加工区、サイエンスパークにおける重点産業と賃料(2017年9月)

対象	工業区名	重点産業	1平方メートル当月額賃料(台湾ドル)	
輸出加工区	台中	● デジカメ等光学機器製造・研究開発		9.15
	中港	● 光学機器産業/二輪車部品/金具用品の製造・研究開発		7.89
	台中ソフトウェアテクノロジーパーク	● ICTサービス産業/中国語電子商取引/クラウド産業のデザイン・研究開発		13.33-18.55
	楠梓	● 集積回路のパッケージング・測定試験・製造工程・研究開発	新区	17.5
			旧区	12.08
	高雄	● 光学機器産業/半導体/LCDの製造		10.5
	成功物流パーク	● 国際統合物流パーク	権利金	66 25
	臨広	● 液晶ディスプレイ及び同部品の製造・研究開発		12.5
	高雄ソフトウェアテクノロジーパーク	● ソフトウェア産業及び関連人材育成・検査測定		50
屏東	● 車両部品組立製造/金属製品製造・研究開発		1.42	
サイエンスパーク	新竹科学工業園区	● 半導体/精密機械/パソコン/通信/バイオテクノロジー	(例)新竹園区	59.3
	中部科学工業園区	● ナノ精密機械/ナノ材料/宇宙航空産業/情報通信 ● バイオテクノロジー/光電・集積回路/グリーンエネルギー	(例)台中園区	33.71
	南部科学工業園区	● マイクロ機電システム/通信/精密機械/漢方薬開発 健康保健食品の加工/ソフト研究開発	(例)一階一区画	109

(出所)台湾經濟部加工出口区管理处、台湾經濟部科学園区管理处

## 4.4 進出手続き「進出形態」

◆ 台湾への進出はFIA (Foreign Investment Approval) 法人が主流。

### 台湾への進出形態

進出形態	よく利用される目的	特徴
現地法人 (FIA法人)	● 事業全般(営業活動可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● FIAとは、Foreign Investment Approvalの頭文字をとった省略形で、外国人投資条例に基づいて経済部の投資審議委員会の許可に基づく外国人(法人を含む)の投資のこと</li> <li>● FIA法人とは当該許可に基づいて設立された現地法人のこと</li> </ul>
支店	● 事業全般(営業活動可)	● 法律上は本店と同一法人扱いで、原則として本店の営業範囲の行為に限定
連絡事務所 代表者事務所	● 補助的業務 (営業活動不可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 設立手続きが簡単</li> <li>● 営業行為は認められず、情報収集・市場調査等、営業を目的としない業務のみ認定</li> </ul>
工事事務所	● 特定契約工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国企業が台湾内で工事を請け負う場合の組織(契約終了後は登録消去の申請が必要)</li> <li>● 会社法上の根拠はなく、営利事業所得税及び営業税の申告のための便宜的な形態</li> </ul>

### 現地法人と支店の違い

項目	現地法人(一般株式会社)	現地法人(有限会社)	支店
業種	● 参入業種規制リストによる制限		● 参入業種規制リストの制限を受け、本店の営業範囲に限定
定款	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現地法人として定款</li> <li>● 親会社と別に必要商号、事業年度を定めることが可能</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本の本店の定款の制約を受ける</li> <li>● 本店と別に事業年度は定めることが可能</li> </ul>
発起人・株主	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1社(法人株主)または2名(個人株主)以上</li> <li>● 全員日本人でもよい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1社(法人株主)または1人(個人株主)以上</li> <li>● 全員日本人でもよい</li> </ul>	● 必要なし
取締役等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3名以上の取締役と1名以上の監査役</li> <li>● 国籍・居住制限なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1名以上3名以下の取締役</li> <li>● 行為能力を有する株主から選任</li> <li>● 監査役の設定は不要</li> <li>● 経営を執行していないすべての社員は監査権の行使が可能</li> <li>● 国籍・居住制限なし(全員日本人でもよい)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支店の場合は支店長1名を登録</li> <li>● 支店長の国籍制限なし</li> </ul>
土地所有に関する規制	● 可能		● 自社用の不動産取得のみ可能



## 4.5 進出手続き「閉鎖性株式会社制度」

◆ 会社法改正に伴う閉鎖性株式会社制度の施行(2015年9月)により、より多くの中小企業の誘致を促進。

### 一般株式会社と閉鎖性株式会社の組織形態の比較

項目	一般株式会社	閉鎖性株式会社(株式譲渡制限会社)(注)
株主数	● 制限なし	● 50人を上限とする
出資	種類	● 現金、会社が必要とする財産、技術、役員または信用、会社に対して所有する金銭債権 ● 役員、信用で出資する場合、会社の発行済み株式総数の一定割合を上回ってはならない
	優先株	● 複数の議決権または特定議案に対する拒否権を与えることができる
	額面	● 無額面株式も可(額面株式との併用は不可)
運営	● 取締役会および株主総会	● 取締役および株主総会(株主は書面で議決権を行使でき、実際に株主総会を招集する必要はない)
利益配当	● 年1回	● 年2回
譲渡	● 原則的に自由に譲渡できる	● 定款で株式譲渡の制限事項を定める必要あり

(出所) 台湾行政院、台湾法務部、台湾証券取引所

(注) 新規に現地法人を設立する場合、株主間の株式譲渡を制限することで安定的に株主構成を維持することができ、既存の会社形態よりも柔軟な選択が可能となった。そのため、株主の少ない新規中小企業に適合する。ただし、一般株式会社に切り替えない限り、原則的に上場できない。外国資本の場合、設立手続きは「外国人投資条例」の規定に従う。

### (参考) 2018年8月に公布された会社法改正の概要

主な改正項目	内容
起業促進の環境整備	● 四半期または半期ごとの利益配当が可能 ● 無額面株式の発行が可能 ● 複数議決権株式、特定事項に対する拒否権付株式、譲渡制限株式等の株式発行が可能
会社運営の規制緩和	● 取締役の最少人数(3名)の緩和 ● 発起人の株式譲渡制限の撤廃 ● 取締役会招集通知の期限短縮(7日前⇒3日前) ● 書面での議決権行使が可能
グローバル化への対応	● 外国会社に対する認許制度の撤廃 ● 外国語による会社名称の登記制度を創設

(出所) 台湾經濟部投資業務処

◆ FIA法人の設立手続きは、通常1ヵ月弱程度、工場取得の場合は、1ヵ月程度。

## FIA法人設立申請手続き

申請項目	標準所要日数	窓口	申請内容
①事前審査	1日	● 経済部中部事務所	● 中国語予定会社名審査 / 営業項目審査
②外国人投資申請 (FIA申請)	3-5日	● 経済部投資審議委員会	● 投資内容審査
③資本金払込	3-5日	● 地場銀行 / 外国銀行支店	● 資本金送金 / 査定
④資本金審査	3-5日	● 経済部投資審議委員会	● 資本金審査
⑤会社登記申請	1日	● 経済部中部事務所(資本金5億台湾ドル未満の場合、地方政府当局でも対応可能)	● 会社登記証の取得
⑥工場ライセンス申請	7日	● 地方政府当局	● 工場ライセンスの取得(設置をしない場合は不要) ● 規定等は次のページに詳述
⑦営利事業登記申請	7日	● 所在地の国税局	● 営利事業登記証の取得 / 税務登録審査
⑧貿易ライセンス申請	2日	● 経済部国際貿易局	● 貿易カード取得(貿易を行わない場合は不要)

## FIA法人設立申請時の必要提出書類

- 法人株主の登記簿謄本
- 法人株主の申請手続き委任状(手続代行者への委任)
- 個人株主の住民票または居留証かパスポートのコピー
- 個人株主の申請手続き委任状(手続代行者への委任)
- 会社説明書
- 法人代表に就任予定者への指名書
- 法人代表に就任予定者の住民票または居留証かパスポートのコピー
- 取締役、監査役就任予定者の同意書

(出所)台湾経済部投資業務処

## 投資相談窓口(公的機関等)

- 台北駐日経済文化代表処(東京)
- 台北駐大阪経済文化弁事処(大阪)
- 台湾貿易センター 東京事務所(東京)
- 公益財団法人日本台湾交流協会 東京本部(東京)
- 経済部投資業務処(台北)
- 中華民国対外貿易発展協会(TAITRA)(台北)
- 公益財団法人日本台湾交流協会 台北事務所(台北)
- 公益財団法人日本台湾交流協会 高雄事務所(高雄)
- 台北市日本工商会(日本商工会)(台北)
- 台日産業連携推進オフィス(TJPO)(台北、東京)

◆ 工場の設立は、土地法により工業用地として認定されている土地のみが対象。

### 工場設立の関連法規

関連法規	内容
土地法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国企業にも土地私有が認められ、「土地法」により権利保証</li> <li>● 工業用地は、都市計画に基づき工業用地と指定された土地、政府が工業用地として指定した土地、法律に基づき開発された工業区、加工出口区・サイエンスパーク(科学園区)</li> </ul>
外国人投資条例(注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国企業(外国人)の工業用地の購入、賃借は可能 (土地法により工業用地として認定されている土地の工場立地が可能)</li> <li>● 農地、山林、宅地等の土地購入や賃借、工業用地への転用は制限あり</li> <li>● 工業用地以外の土地を工業用地に変更する場合、主管官庁(經濟部)の認可取得後、登記変更手続が必要</li> </ul>
用地取得の注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工業区の土地を購入、賃借した場合、認可から1年以内に使用を開始</li> <li>● 使用開始前に、購入した土地を第三者に譲渡することは不可</li> <li>● 土地購入者が規定に違反したり、計画どおりに使用を開始しない場合、工業区管理機関が強制買収</li> <li>● 購入した土地を売却する場合に土地の使用区分は変更不可</li> </ul>

(出所) 台湾經濟部投資業務処

(注) 華僑の投資は「華僑帰国投資条例」により制限を受ける。また、中国企業の投資は「大陸地区人民來台投資許可弁法」により許可された分野にのみ解放されている。

◆ 台湾の税体系は、国税と地方税、直接税と間接税の区分。

## 主な国税及び地方税

税の種類	徴収機関	税区分	税の名称
国税	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 財政部国税局 (台北/高雄/北区/中区/南区)</li> <li>● 関税は財政部関務署 (台北/基隆/台中/高雄)</li> </ul>	直接税	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営利事業所得税(法人所得税)</li> <li>● 総合所得税(個人所得税)</li> <li>● 証券取引税</li> <li>● 先物取引税</li> <li>● 相続税(遺産税)</li> <li>● 贈与税</li> <li>● 房地合一税(不動産取引税)</li> </ul>
		間接税	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営業税</li> <li>● 関税</li> <li>● 酒・タバコ税</li> <li>● 貨物税(物品税)</li> <li>● 特殊物品および労務税</li> </ul>
地方税	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方税務徴収機関 (各県市の税務署22カ所)</li> </ul>	直接税	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地価税(土地税)</li> <li>● 土地増値税(土地税)</li> <li>● 家屋税</li> <li>● 契約税(家屋取引税)</li> </ul>
		間接税	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 印紙税</li> <li>● 鑑札税</li> <li>● 娯楽税</li> </ul>

(出所)台湾經濟部投資業務処、台湾財政部税務入口網、ジェトロウェブサイト

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいようお願い致します。

◆ 営利事業所得税(日本の法人税に相当)の税率は20%(2018年1月18日に所得税修正方案が立法院で可決・施行、2018年より適用)。

### 営利事業所得税と外国税額控除の概要

項目	課税対象	課税金額	税率
営利事業所得税 (法人所得税) 税率	台湾内で経営 される営利事業	12万台湾ドル以下	0%
		12万台湾ドル超	課税所得×20% (ただし、要納付税額は課税所得額から12万台湾ドルを差し引いた金額の半分を超えてはならない。)
		12万超～50万台湾ドル以下	2018年度: 課税所得×18%、2019年度: 課税所得×19%、2020年以降: 20% (ただし、要納付税額は課税所得額から12万台湾ドルを差し引いた 金額の半分を超えてはならない。)
未処分利益に対する追加所得税税率		10%から5%に引き下げ (2018年から)	配当源泉税の未処分利益課税税額控除 2019年から廃止 (2018年まで半額控除可)
納税場所	外国税額控除規定		
台湾	<ul style="list-style-type: none"> <li>台湾にある営利事業者(外国企業の台湾子会社を含む)の台湾外の所得については、税額控除方式により国際二重課税を調整(既に台湾外の所得の源泉地で、当該国の税法に基づき納税を行っている場合)</li> <li>ただし、台湾以外にある営利事業者(外国企業の台湾支店等)の台湾源泉所得は控除対象外となり、台湾内の営利事業所得とみなし、「所得税法」の規定に基づき営利事業所得税が課せられる</li> </ul>		
日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>台湾における営利事業所得税は日本の外国税額控除の対象になる</li> <li>日台租税協定の発効により、一方の地域の企業の利益に対し、当該一方の地域の企業が他方の地域内にある恒久的施設を通じて当該他方の地域内で事業を行わない場合、当該一方の地域においてのみ法人所得税が適用される</li> </ul>		

### 総合所得税(個人所得税)の概要

課税対象	税率	
台湾源泉所得を 有する個人	居住者	5～40%の累進税率
	非居住者(注)	所得分類ごとに固定税率 <ul style="list-style-type: none"> <li>給与所得および退職所得 : 18%</li> <li>利子所得、配当、コミッション、賃貸料、ロイヤルティ、競技または宝くじ、専門家サービスからの所得 : 20%</li> </ul>

(出所) 台湾經濟部投資業務処、ジェトロウェブサイト、EY「Worldwide Personal Tax and Immigration Guide 2016-17」、「總統府公報」第7349号

(注) 台湾に居住していなくても、一納税年度に少なくとも183日滞在している個人は居住者とみなされる。

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいませようお願い致します。

## 5.3 税制「営業税」

- ◆ 台湾内のあらゆる物品の販売、サービスの提供に対し、その付加価値部分に対し営業税を課税。
- ◆ 特定の業種には非付加価値型営業税を課税。

### 営業税の概要

項目	課税対象	税率
付加価値型営業税(VAT)(注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 台湾国内における物品の販売(物々交換を含む)</li> <li>● 台湾国内におけるサービスの提供</li> <li>● 個人又は会社による物品の輸入</li> </ul>	5%
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 物品の輸出</li> <li>● 輸出に関連するサービス</li> <li>● 保税地域の納税者に対する物品またはサービスの販売</li> </ul>	0%
非付加価値型営業税(GBRT) (注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融業(銀行、保険、信託投資、証券、社債、先物取引)</li> <li>● 質屋業</li> <li>● 特殊飲食業</li> <li>● 小規模営業者等</li> </ul>	0.1%~25% (例1) 銀行業、保険業の本業の売上額 :5% 信託投資、証券、社債、先物取引業の本業の売上額 :2% (例2) 特殊飲食業 :15%または25%

(出所)EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2016」、EY「Worldwide VAT, GST and Sales Tax Guide 2017」、台湾經濟部投資業務処、台湾全国法規資料庫「価値型及非価値型営業税法」

(注)原則として2ヵ月分を一括して翌月の15日(休日の場合は翌営業日)までに申告。

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいませようお願い致します。

## 5.4 税制「租税協定」

- ◆ 日台間での二重課税の解消、源泉税率の引き下げ等を柱とした日台租税協定が2016年6月13日に正式発効。
- ◆ 中台間での二重課税の解消、税務協力の強化を目的とした、中台租税協定が締結。

### 日台租税協定の概要

2015年11月26日締結、2016年6月13日正式発効。2017年1月1日より適用開始。

主な項目	内容
源泉地における課税税率の低減	● 配当、利子およびロイヤルティの最高税率(注) 20%→10%(特定の要件を満たした利子所得については免税)。原則届出で適用
事業所得の課税対象の明確化	● 事業所得に関し、日本法人が台湾にある恒久的施設(PE)を通じて台湾で事業を行わない場合、日本においてのみ法人所得税が適用される
出張者の免税適用期間の延長	● 出張者等の報酬に対して課税を免除する要件 台湾滞在日数 90日未満→183日未満 (暦年度中に開始、または終了する12カ月の期間において、台湾に連続または累計で滞在する日数)
移転価格税制の調整	● 二重課税問題の解決を可能にする相互協議手続きの枠組みの創設

(出所)ジェトロウェブサイト

(注)配当は2017年1月1日以後決議されたもの、利子およびロイヤルティは2017年1月1日以後発生分から適用。

### 中台租税協定の概要

2015年8月25日に締結。今後双方の法制度手続き完了後、正式発効予定。  
台湾企業の中国における税負担の軽減、中台間の税務協力強化が見込まれる。

主な項目	内容
源泉地における課税税率の低減	● 配当の最高税率: 20%→10% (企業の持株比率25%以上の場合は5%) ● 利子の最高税率: 7% (政府機関、金融機関で得た利子所得については免税) ● ロイヤルティの最高税率: 7%
事業所得の課税対象の明確化	● 事業所得に関し、台湾の法人もしくは個人が中国に恒久的施設(PE)を設けていない場合、台湾においてのみ法人所得税が適用される

(出所)ジェトロウェブサイト

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

## 6. 貿易・為替管理制度

- ◆ 貿易取引は原則自由。
- ◆ 外国為替管理は「外国為替収支あるいは取引申請弁法」によって規定。

### 貿易・為替管理制度の概要

項目	内容	
為替管理制度	● 変動相場制(1978年に移行)	
通関制度	● 輸出入通関業務は、財政部傘下の関税総局が総括 ● 具体的な業務は高雄、台中、台北、基隆、計4カ所の税関局で処理	
一時免税輸入制度	● 日本・台湾間で締結された民間協定に基づき日本商事仲裁協会が発給する特別通関手帳(SCCカルネ)を使用した一時輸入制度	
通貨等の持ち出し限度額	台湾ドル	10万台湾ドル(元々6万台湾ドルであったが、2017年6月28日より変更)
	外国通貨	1万米ドルに相当する金額(注1)
	有価証券(注2)	1万米ドルに相当する金額
	中国通貨	2万人民元
小口通関制度	● 2万台湾ドルを超えるサンプルか携帯品(注3)を再び海外へ持ち帰る場合、税関に申告 ● コンピューターソフトを所持している場合、税関に申告	
輸出限度額	● 經濟部国際貿易局公告の輸出制限貨物品目表に記載されていない物品(注4):2万米ドル相当	
日台相互承認合作協議の締結(2012年11月)	● 電気製品分野に関し、日台双方の輸出側の評価機関による検査に基づく認証を輸入側も受け入れ ● 検査費用の低減、検査期間の短縮化	

(出所)台湾經濟部投資業務処、台湾財政部関税総局、台湾行政院経済建設委員会、ジェトロウェブサイト

(注1)1万米ドルに相当する金額とは、現金または下記の有価証券の額面を合算したもの。

(注2)トラベラーズチェック、その他小切手、為替手形、あるいは保有者が台湾またはその他の国で権利を行使することのできるその他有価証券のこと。

(注3)個人パソコン、事業用撮影機材、写真器具等。

(注4)対象は出国する旅行者と乗り継ぎで入国する旅行者の自己用の荷物以外の物品。



## 7. 金融政策と金融機関

- ◆ 電子手段による決済が浸透。
- ◆ 2013年2月に台湾における人民元業務解禁後、人民元の取扱は増加傾向。

### 台湾中央銀行と商業銀行

項目	内容
決済システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 台湾域内での企業間取引の決済通貨は原則として台湾ドル(外貨決済も可能)</li> <li>● 決済手段は電信送金(T/T)が多い</li> <li>● 地場企業間の取引では先日付にて振り出した小切手決済も一般的(注2)</li> </ul>
商業銀行(38)(注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 従来の公営銀行と民間銀行を併せた、一般金融機関</li> </ul>
外国銀行支店(29)(注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 世界各国の主要銀行の支店があり、多くは台北に設置</li> </ul>
中央銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 台湾中央銀行が金融市場の調整、通貨発行、金融機関管理を行う</li> </ul>

(出所)台湾中央銀行、全国法規資料庫

(注1)項目の括弧内の数字は機関数(2018年6月末時点)。

(注2)手形の不渡りにあたっては、事前に合意された利息で請求できる。利息に関する合意がなかった場合は、満期日から年率6%の利息が計算される。また、不渡り通知書を作成し、必要な費用を請求できる。

### オフショア市場の現状

- 2011年7月21日に台湾の行政院金融監督管理委員会と台湾中央銀行は域内の銀行におけるOBU(オフショア・バンキング・ユニット)(注3)および海外支店による人民元業務の解禁を発表
- 2013年1月25日に中国人民銀行は中国銀行台北支店と「人民元業務に関するクリアリング協議」を締結、又、台湾中央銀行は改正「銀行業による外国為替業務管理弁法」を公布し、2月より域内の銀行におけるDBU(ドメスティック・バンキング・ユニット)(注4)による人民元業務が解禁されている

(出所)台湾中央銀行

(注3)OBU: Offshore Banking Unitの略称で、国際金融業務取扱部門の意。

(注4)DBU: Domestic Banking Unitの略称で、外国為替取扱銀行の意。

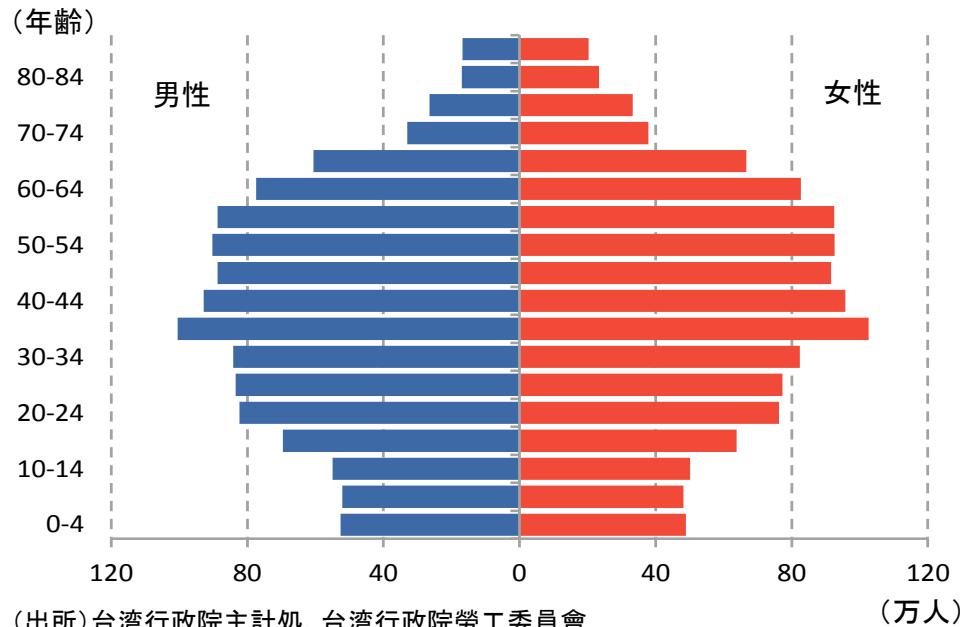
## 8.1 労働事情「労働市場」

- ◆ 高齢化が進んでおり、15歳以下の潜在労働力人口が少ない。
- ◆ 労働集約型職種における労働力不足が生じ、東南アジアからの出稼ぎ労働者の雇用は増加傾向。

### 労働市場

項目	内容
総人口	2,357万人(2018年4月)
労働力人口	1,179万人(2017年平均)
就業者数	1,135万人(2017年平均)

### 人口分布



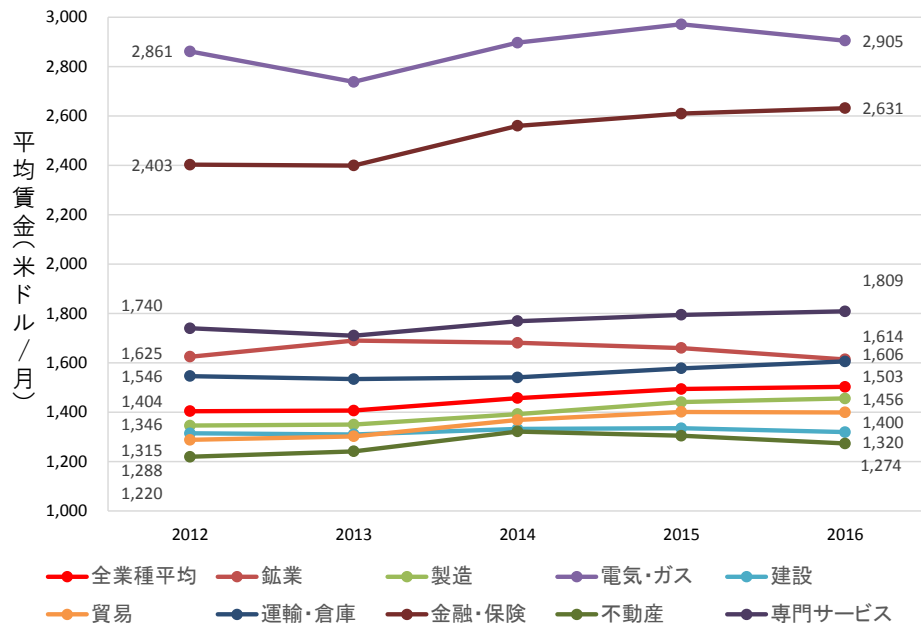
項目	内容																							
年間平均失業率	3.76%(2017年平均)																							
正規外国人労働者	67.6万人(2017年末)(2016年比8%増) 労働力人口の5.37%を占める(2017年末) うち製造業41万人(2017年末)																							
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 若年世代の労働集約型職種離れが顕著</li> <li>● 外国人労働者数は年々増加</li> </ul>																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>外国人労働者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2012年</td> <td>44.6万人</td> </tr> <tr> <td>2017年</td> <td>67.6万人</td> </tr> </tbody> </table> <p>外国人労働者の国別内訳(2017年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>比例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インドネシア</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td>ベトナム</td> <td>31%</td> </tr> <tr> <td>フィリピン</td> <td>22%</td> </tr> <tr> <td>タイ</td> <td>9%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 業種別就業比率は下表の通り</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>2017年12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一次産業</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td>第二次産業</td> <td>35.7%</td> </tr> <tr> <td>第三次産業</td> <td>59.4%</td> </tr> </tbody> </table>		外国人労働者数	2012年	44.6万人	2017年	67.6万人	国	比例	インドネシア	38%	ベトナム	31%	フィリピン	22%	タイ	9%	業種	2017年12月	第一次産業	4.9%	第二次産業	35.7%	第三次産業
	外国人労働者数																							
2012年	44.6万人																							
2017年	67.6万人																							
国	比例																							
インドネシア	38%																							
ベトナム	31%																							
フィリピン	22%																							
タイ	9%																							
業種	2017年12月																							
第一次産業	4.9%																							
第二次産業	35.7%																							
第三次産業	59.4%																							

## 8.2 労働事情「賃金」

- ◆ 台湾の賃金水準は他の東南アジア諸国に比べて割高。
- ◆ 春節(旧暦の正月)の時期には、賞与として基本給の1~3ヵ月分を支払う習慣が存在。

### 業種別平均賃金の推移

(米ドル/月)(注)



(出所) 台湾行政院主計処

(注) 2016年12月27日の為替レート 1米ドル = 32.46台湾ドルで換算。

### 台湾の賃金水準(月額、2017年12月~2018年1月調査)

(米ドル/月)

都市(国)	台北 (台湾)	上海 (中国)	ホーチミン (ベトナム)
製造業・作業員	1,112	560	234
製造業・エンジニア	1,409	996	440
製造業・マネージャー	2,322	2,205	970
非製造業・スタッフ	1,405	1,142	524
非製造業・マネージャー	2,444	2,273	1,251
店舗スタッフ(アパレル)	941	887	198~242
店舗スタッフ(飲食)	698	574	185~191
法定最低賃金	748	355	175
賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	基本給の 3.49ヵ月分	基本給の 1.94ヵ月分	基本給の 1.47ヵ月分
社会保険 負担率	雇用者	12.45%	40.0%
	被雇用者	3.51%	17.5%

(出所) ジェトロウェブサイト

## 8.3 労働事情「労務管理」

- ◆ 労働条件は、労働基準法に定める最低基準を下回ってはならない。
- ◆ 2017年1月1日より改正労働基準法(労基法)が施行。(注1)

### 賃金・勤務時間・休暇

項目	概要	
最低賃金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法定最低賃金 月額22,000台湾ドル</li> <li>● 最低時給140台湾ドル</li> </ul>	
法定労働時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1日の勤務時間は8時間、週40時間を超えてはならない</li> </ul>	
超過勤務	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1日につき4時間(通常の勤務時間と併せて12時間を超えてはならない)</li> <li>● 1ヵ月合計46時間を超えてはならない</li> <li>● 休息日の残業時間、残業代の計算については、別途規定あり</li> </ul>	
賃金計算 (平日)	2時間以下	賃金額に1/3加算
	2時間超4時間以内	賃金額に2/3以上加算
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性は夜10時以降から翌日朝6時までの勤務は禁止(労働組合または労資会議の許可を得た場合を除く)</li> </ul>	
休日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 7日間につき2日の休日(週休2日制(一例一休)の義務化)(注2)</li> <li>● 休息日は、雇用者が被雇用者の同意を得ている場合、残業代を支払えば出勤させることが可能</li> </ul>	
休暇	年次有給休暇 (特別休暇)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年3日～最高30日間 (在職期間による)</li> </ul>
	産前産後休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 連続する8週間</li> </ul>

### 雇用契約

項目	概要
雇用契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別の場合を除き、満15歳未満の者の雇用は違法</li> <li>● 口頭または書面によって成立。大半は、書面にて雇用契約を締結</li> <li>● 契約内容の変更の場合は、被雇用者の書面による同意が必要</li> </ul>
就業規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 労働者が30人以上の場合には就業規則を定め、主管機関に届け出た後、会社内に掲示し労働者に配布しなければならない</li> </ul>

(注1)一部条項は、2016年12月23日から施行

(注2)一例一休: 1日の例假(法定休日)と休息日(法定外休日) (出所)台湾労働部

## 8.3 労働事情「労務管理」

- ◆ 近年の法改正を受け、労働組合の形成の自由化や組合員の公正な処遇の推進を図っている。
- ◆ 健康保険制度、労働者保障制度、退職金制度の社会保障制度が存在。

### 労働組合

項目	内容
労働組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 労働者は労働組合を組織することが可能（同一職場内に労働者30名以上の場合）</li> <li>● 労働組合の要請があった場合、雇用者には労働組合との間で交渉を行い、労働協約への署名が義務付けられている</li> </ul>

(出所) 台湾労働部

### 退職金制度

項目	内容
労働者退職金条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2005年7月、新たな労働者退職金年金法が施行されたことにより、新旧の退職金制度が存在。（新制度適用後に雇用された従業員は、強制的に新制度が適用）</li> </ul>

(出所) ジェトロウェブサイト

### 保険

項目	内容
健康保険 (全民健康保険)	<p>全民健康保険への加入対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 直近2年間に健康保険に加入した記録がある者、かつ台湾籍を有しているもの、あるいは直近6か月間継続して台湾に戸籍を有している者</li> <li>● 台湾の在留許可証を有する外国人が以下のいずれかに該当する場合             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 滞在期間満6カ月</li> <li>(2) 一定の雇用主を有する被雇用者</li> </ol> </li> </ul>
労働保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 労工保険条例第6条1項の規定(5人以上の労働者を雇用する企業等)に該当する場合、外国籍従業員を含め、労働保険に加入しなければならない。該当しない場合は任意で加入することが可能</li> </ul>
雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 満15歳以上65歳以下で、条件を満たす労働者が以下の給付手当が受給対象             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 失業手当</li> <li>(2) 早期就業奨励手当</li> <li>(3) 職業訓練生活手当</li> <li>(4) 失業した被保険者およびその被扶養者の健康保険料補助</li> </ol> </li> </ul>

(出所) 台湾労働部

- 本資料は情報の提供のみを目的として作成されたものです。特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームに関する申し出や勧誘を意図したのではなく、また特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームの提供をお約束するものでもありません。
- 本資料は一般に信頼できると思われるデータに基づき作成しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。本資料の利用に関してはお客さまご自身でご判断下さいますようお願い致します。
- 本資料記載の情報は、今後の経済情勢・マーケット動向等の変化により、内容に変更が生じる場合があります。また、本資料に記載する見解や評価は記載時点でのもので、将来の変動を正確に予想することも困難です。最終的にはお客さまの相場観に基づいてご判断下さいますようお願い致します。なお、本資料に金融商品・サービス等の記載がある場合、当該金融商品・サービス等はお客さまに適切なものであるとは限りません。
- 本資料記載の情報に関する会計・税務・法務面の問題点の有無につきましては、会計士・税理士・弁護士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。
- 本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることはご遠慮いただきますようお願い致します。

---

本資料についてのご照会は、  
お取引店までお問い合わせください。

---